

東京都板橋区健康づくり推進協議会条例

(設置)

第1条 板橋区における区民の健康づくりの推進及び保健衛生の向上に関する事項を協議するため、区長の附属機関として、板橋区健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、区長の諮問に応じて協議し、区長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 健康づくり推進のための、総合的かつ計画的な対応策に関すること。
- (2) 健康づくり推進体制の組織整備に関すること。
- (3) 保健所運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 区長は、委員に職務遂行上の支障が生じたとき、又は委員としてふさわしくない行為があったときは、協議会の意見を聴いて委員を解任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成10年5月31日までとする。